

株式会社シダー

2019年3月期 決算説明会



2019年6月13日



会社概要 (2019年3月31日現在)

設立	1981年4月	
本社	福岡県北九州市	
資本金	4億3,228万円	
事業内容	デイサービス	ホームヘルプサービス
	有料老人ホーム	ショートステイ
	グループホーム	福祉事業
	訪問看護	障害支援事業
	ケアプラン	
従業員数	1,958名	
事業所数	105カ所	

現在の拠点数 (2019年3月31日現在)

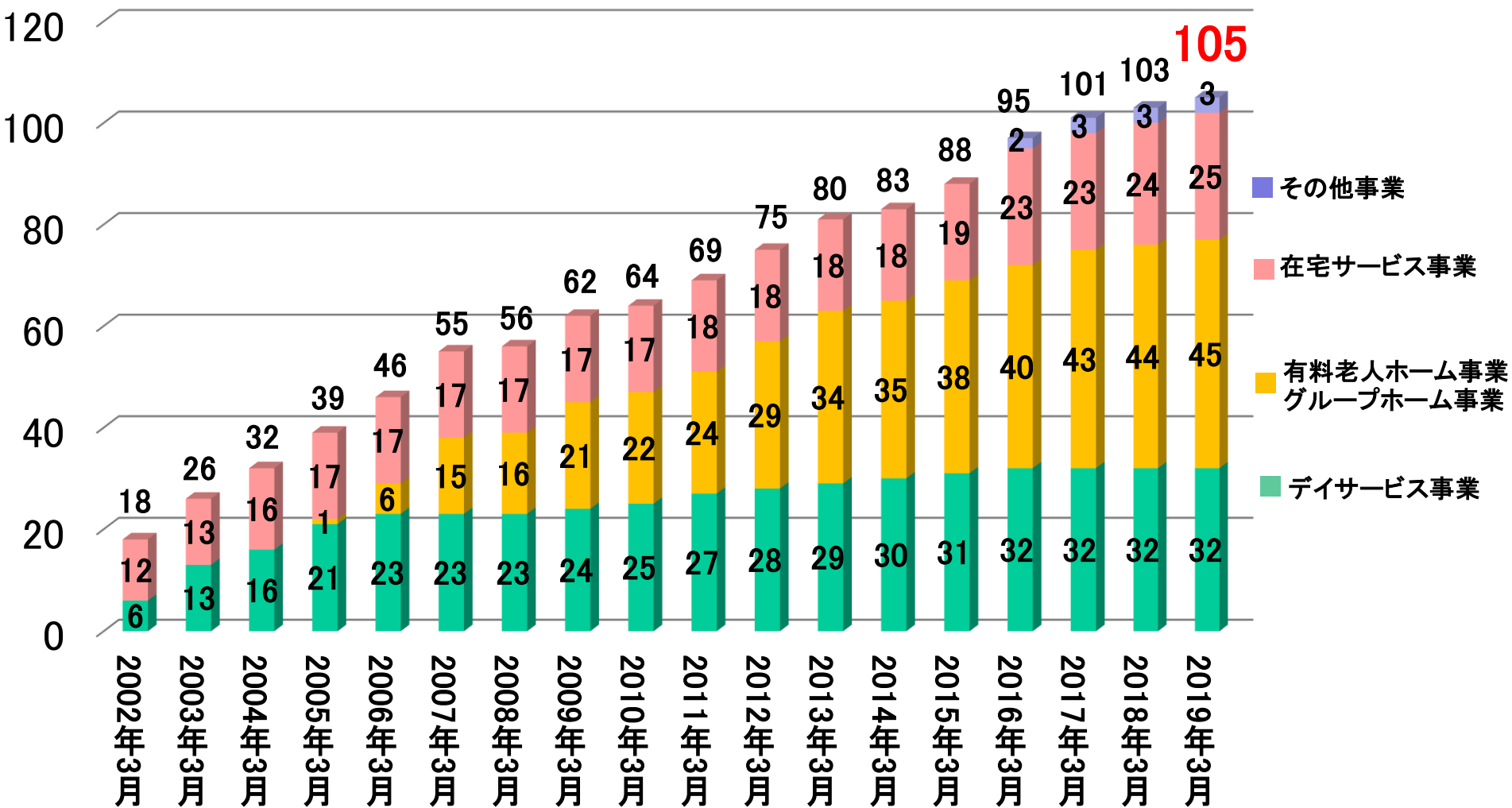
【全国 105拠点】

事業名	拠点数
デイサービス	32
有料老人ホーム	42
グループホーム	3
訪問看護ステーション	6
ヘルパーステーション	3
ケアプランセンター	16
福祉用具販売	1
福祉用具レンタル	1
就労支援A型事業所	1



事業所数推移

(事業所数)



目次

- 2019年3月期 決算概況(連結)
- 2020年3月期 業績予想
- 配当について
- セグメント別の事業概況
- 介護をめぐる課題と展望

2019年3月期 決算概況(連結)

ハイライト

- 売上高では、デイサービス事業において、介護報酬改定の影響により減収。施設サービス事業では、既存店の稼働率の向上により増収。
- 営業利益・経常利益については、給食及び介護人材の直接雇用増による人件費の増加と事業の拡大に備えた管理部門の人員強化による販管費の増加により、前年同期に比べ減益。
- 親会社株主に帰属する当期純利益については、特別損失(減損損失)の計上に伴い、前年同期より大幅に減益。

2019年3月期 決算概況(連結)

(単位:百万円)

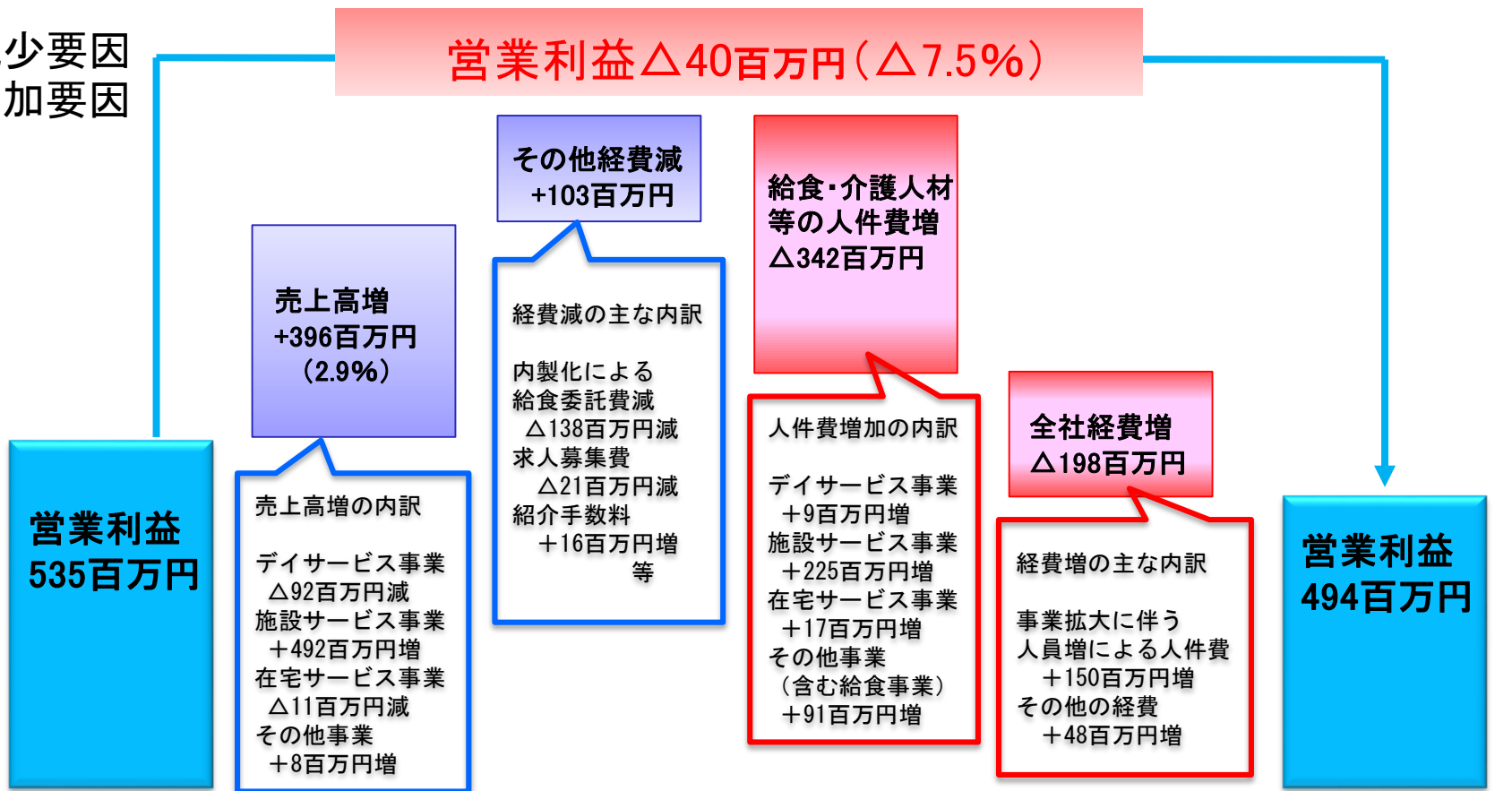
	2018年3月期 (通期)	2019年3月期 (通期)	前年同期比	
			増減額	比率
売上高	13,861	14,258	396	2.9%
営業利益	535	494	△40	△7.5%
経常利益	250	218	△32	△13.0%
当期純利益	224	16	△207	△92.7%

※当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」

2019年3月期 決算概況(連結)

営業利益の主な増減要因

- 減少要因
- 増加要因



2018年3月期

2019年3月期

2019年3月期 決算概況(連結)

セグメント別売上高

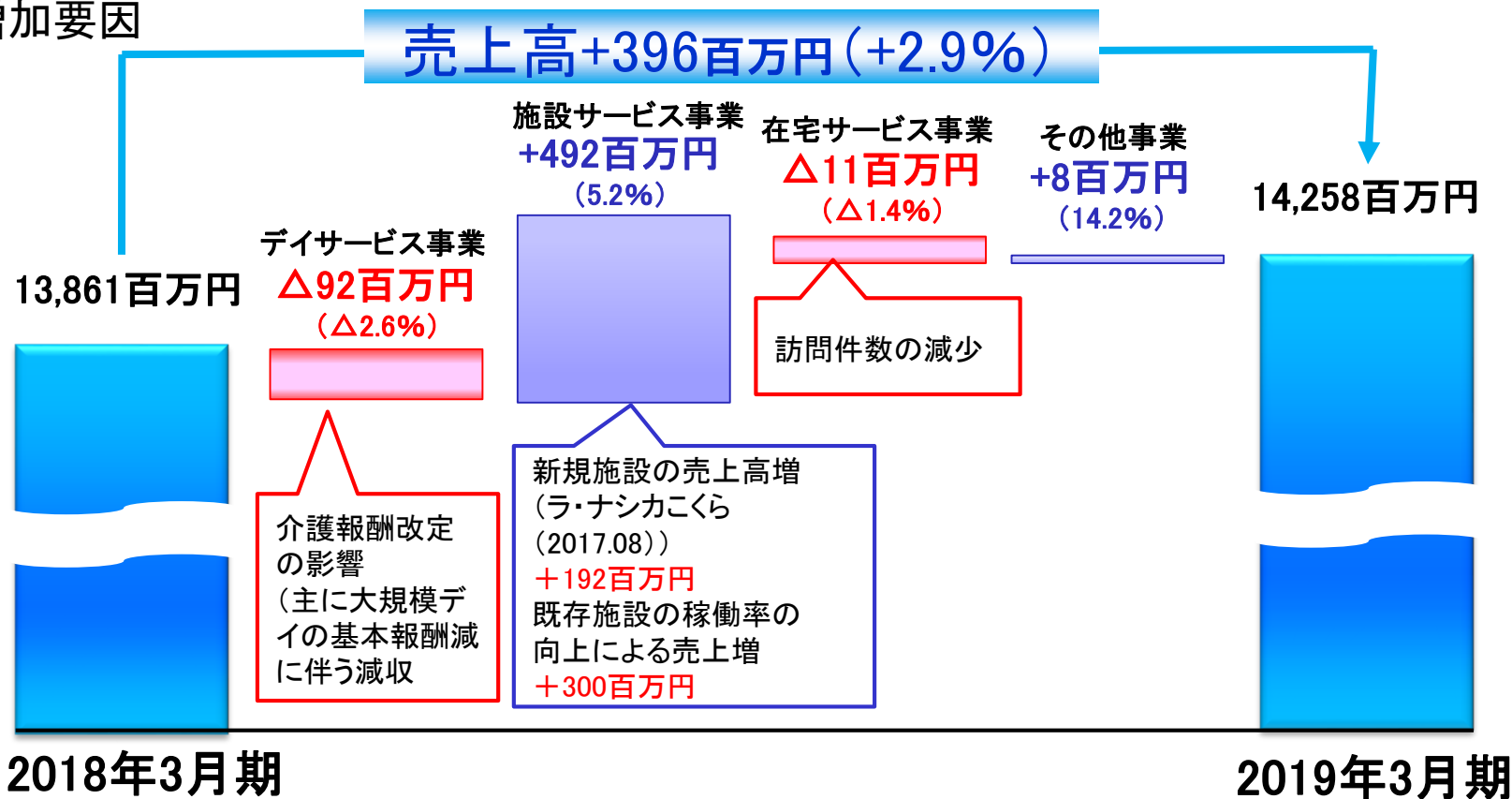
(単位:百万円)

売上高	2018年3月期 (通期)	2019年3月期 (通期)	前年同期比	
			増減額	比率
デイサービス事業	3,530	3,438	△92	△2.6%
施設サービス事業	9,416	9,908	492	5.2%
在宅サービス事業	853	841	△11	△1.4%
その他事業	61	69	8	14.2%
全事業合計	13,861	14,258	396	2.9%

2019年3月期 決算概況(連結)

セグメント別売上高の主な増減要因

- 減少要因
- 増加要因



2020年3月期 業績予想(連結)

2020年3月期 計画概要

- 売上高は、デイサービス事業において、熊本市東区に新規施設を開設。施設サービス事業では、既存店の高稼働率を維持し、2019年3月横浜市鶴見区に開設した新規ホームの稼働率向上に注力。
- 営業利益・経常利益については、新規デイサービス並びに新規ホームの早期の黒字化を目指すも、初期費用の負担重く、減益の見通し。

2020年3月期 業績予想(連結)

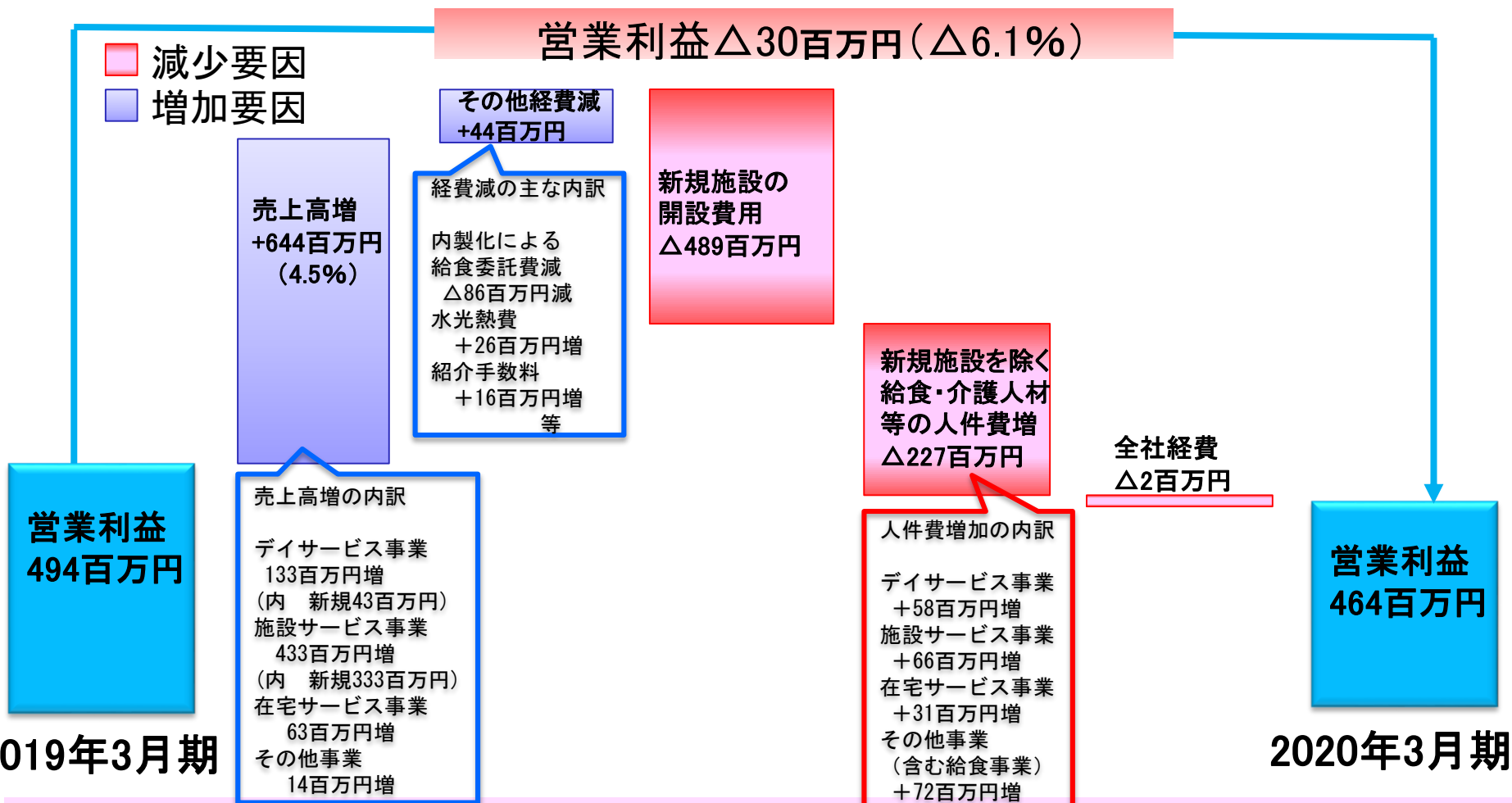
(単位:百万円)

	2019年3月期 (実績)	2020年3月期 (予想)	前年同期比	
			増減額	比率
売上高	14,258	14,903	644	4.5%
営業利益	494	464	△30	△6.1%
経常利益	218	139	△78	△36.1%
当期純利益	16	46	30	184.6%

※当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」

2020年3月期 業績予想(連結)

営業利益の主な増減要因(予想)



営業利益
494百万円

2019年3月期

営業利益
464百万円

2020年3月期

配当金について

当社は事業拡大による成長のための投資資金及び内部留保と利益配分とのバランスを念頭に、株主への安定継続した配当に加え業績の伸長に応じた配当を実施することを基本方針としております。

上記の基本方針を踏まえ、2020年3月期の配当につきましては、業績予想に基づき、期末配当として1株当たり2円を予定しております。

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2018年3月期	—	0円00銭	—	4円00銭	4円00銭
2019年3月期	—	0円00銭	—	2円00銭	2円00銭
2020年3月期 (予定)	—	0円00銭	—	2円00銭	2円00銭

セグメント別の事業概況



CEDAR

株式会社シダー

いつも春の陽だまりでありたい



デイサービス事業

通所サービス基本報酬のサービス提供時間区分の見直しについて

通常規模型デイサービス		1	2	3	4	5	6	7	8	9
現行の時間区分	時間区分	評価なし		3～5時間		5～7時間		7～9時間		
	報酬の見直し	1	2	3	4	5	6	7	8	9
新時間区分	時間区分	評価なし		3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間	

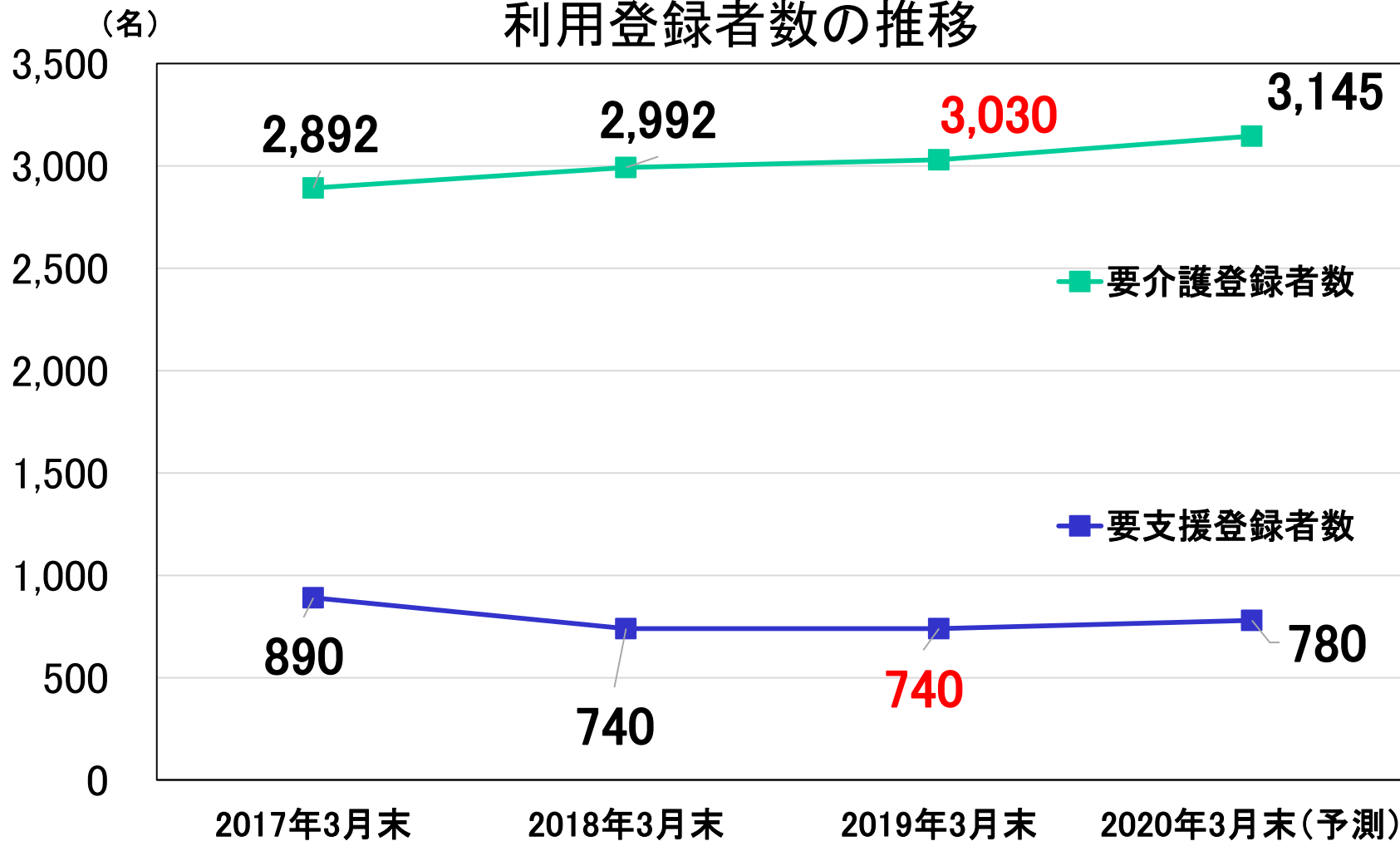
報酬の見直し: 4.7～4.8%減 (3→4), 0% (4→5), 2.4%減 (5→6), 0% (6→7), 1.7～1.8%減 (7→8), 0% (8→9)

大規模型(Ⅱ)デイサービス		1	2	3	4	5	6	7	8	9
現行の時間区分	時間区分	評価なし		3～5時間		5～7時間		7～9時間		
	報酬の見直し	1	2	3	4	5	6	7	8	9
新時間区分	時間区分	評価なし		3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間	

報酬の見直し: 7.1～7.3%減 (3→4), 2.6～2.8%減 (4→5), 5.9～6.0%減 (5→6), 2.7～2.8%減 (6→7), 5.2～5.3%減 (7→8), 2.7～2.8%減 (8→9)

デイサービス事業

利用登録者数の推移



デイサービス事業

要支援者・要介護者の利用回数平均の推移

人／回	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (予測)
要支援(1～2)	5.8回	5.7回	5.7回	5.6回
要介護(1～5)	10.1回	10.1回	10.1回	10.2回

要支援者・要介護者の月平均利用回数の推移

回／月	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (予測)
要支援(1～2)	5,541	4,761	4,330	4,400回
要介護(1～5)	28,566	29,754	30,801	31,500回

デイサービス事業

利用単価の推移

1回あたり 平均利用単価	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (予測)
	8,297円	8,530円	8,300円	8,400円

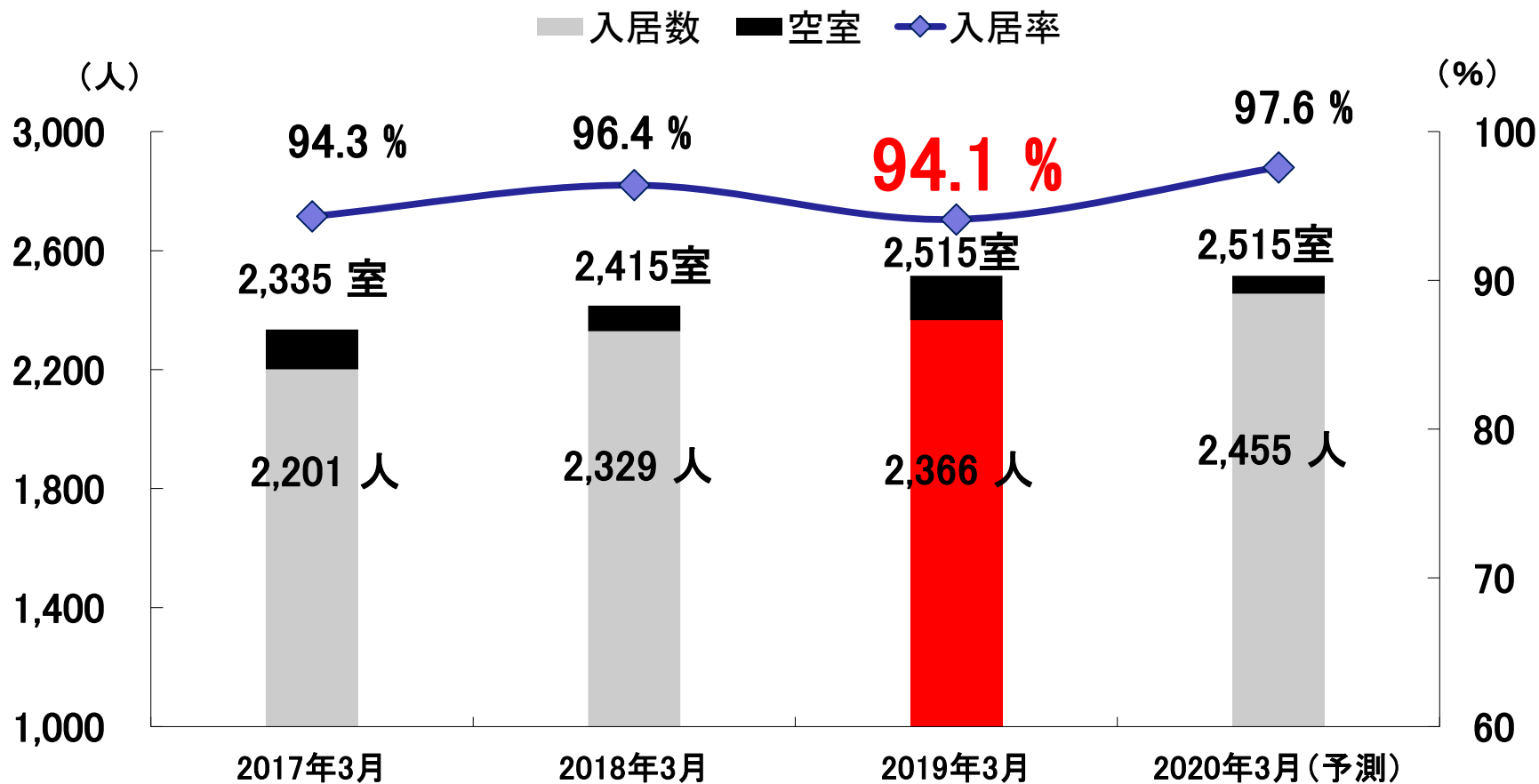


2018年4月介護報酬改定

大規模Ⅱ：11事業所
大規模Ⅰ：9事業所
通常規模：9事業所
認知症型：3事業所

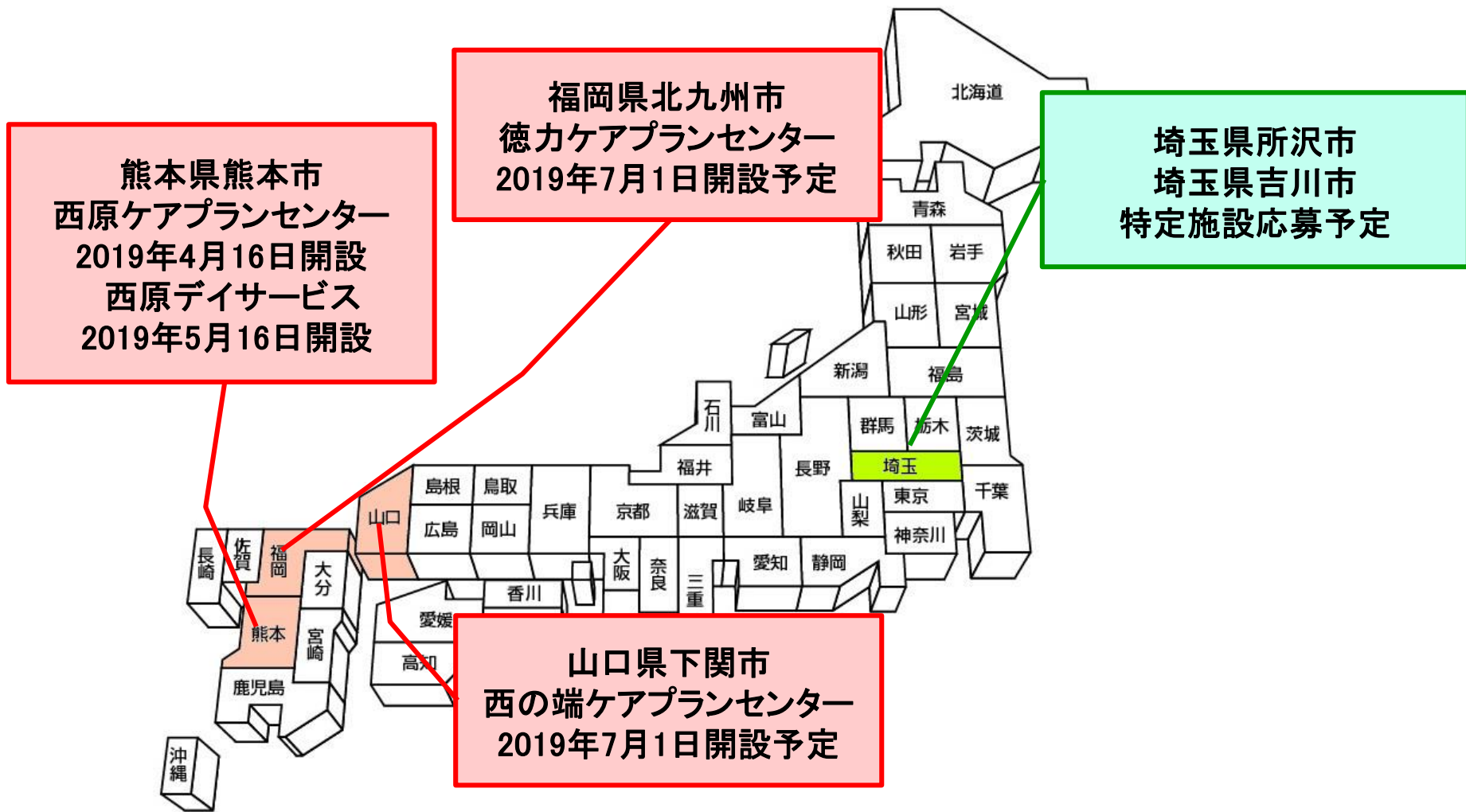
介護報酬改定の影響が大きく、
平均利用単価が減少
今後は要介護の利用回数増加を図り
平均利用単価アップに注力

施設サービス事業



※霧見の郷(100部屋 株式会社 パイン)2019年3月1日開設

今後の事業展開 計画地域



介護をめぐる課題と展望

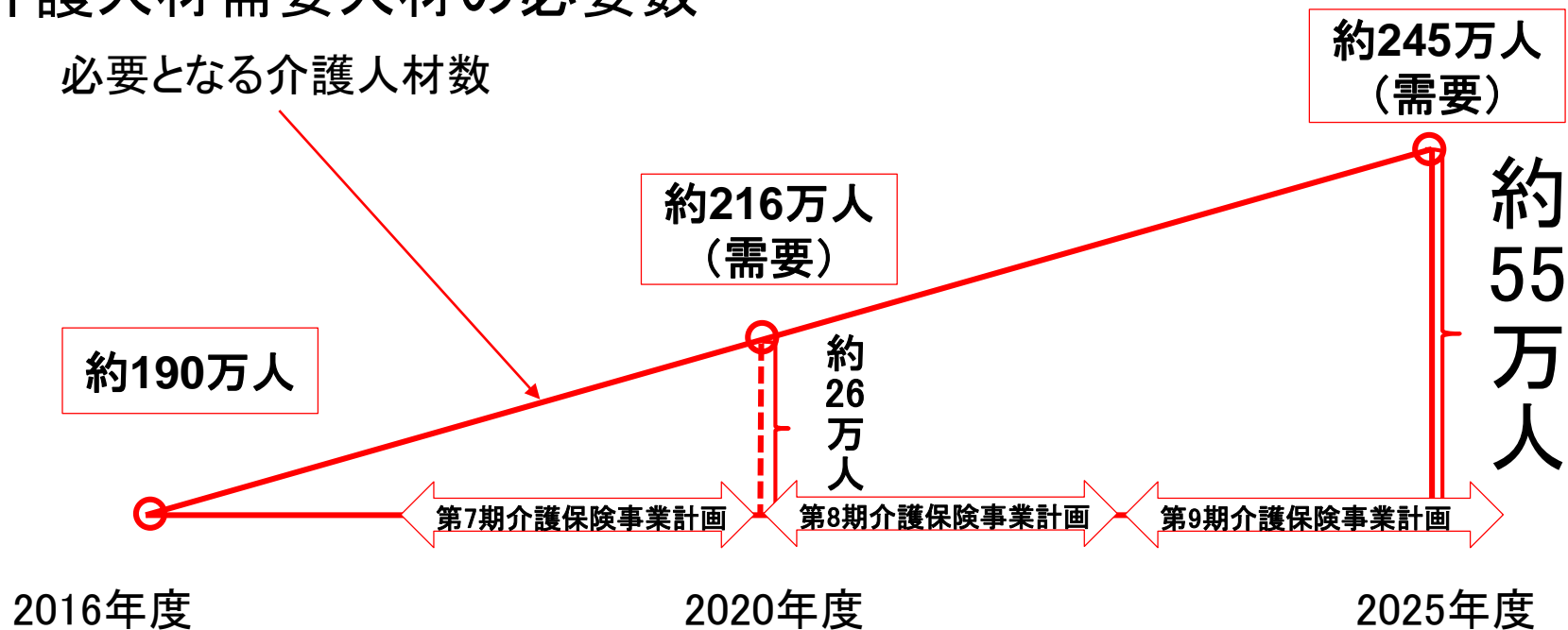
介護をめぐる課題と展望

現下の介護の課題

- 人手不足
- 認知症
- 財政の持続性
- 介護保険のあり方

人手不足

介護人材需要人材の必要数



2020年度末には約216万人、2025年度末までに約245万人が必要
2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、
2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。

参考資料: 社保審一介護給付費分科会 第165回 資料1

人手不足

人手不足への対応

○介護業界の就労イメージの払拭

- ・賃金が低い
- ・仕事がつらい
- ・社会的評価が低い

一体的に

○各介護施設における「専門職の業務」と「非専門職の業務」の仕分け

○IT, センサー等による記録入力業務、夜間業務等の省略化

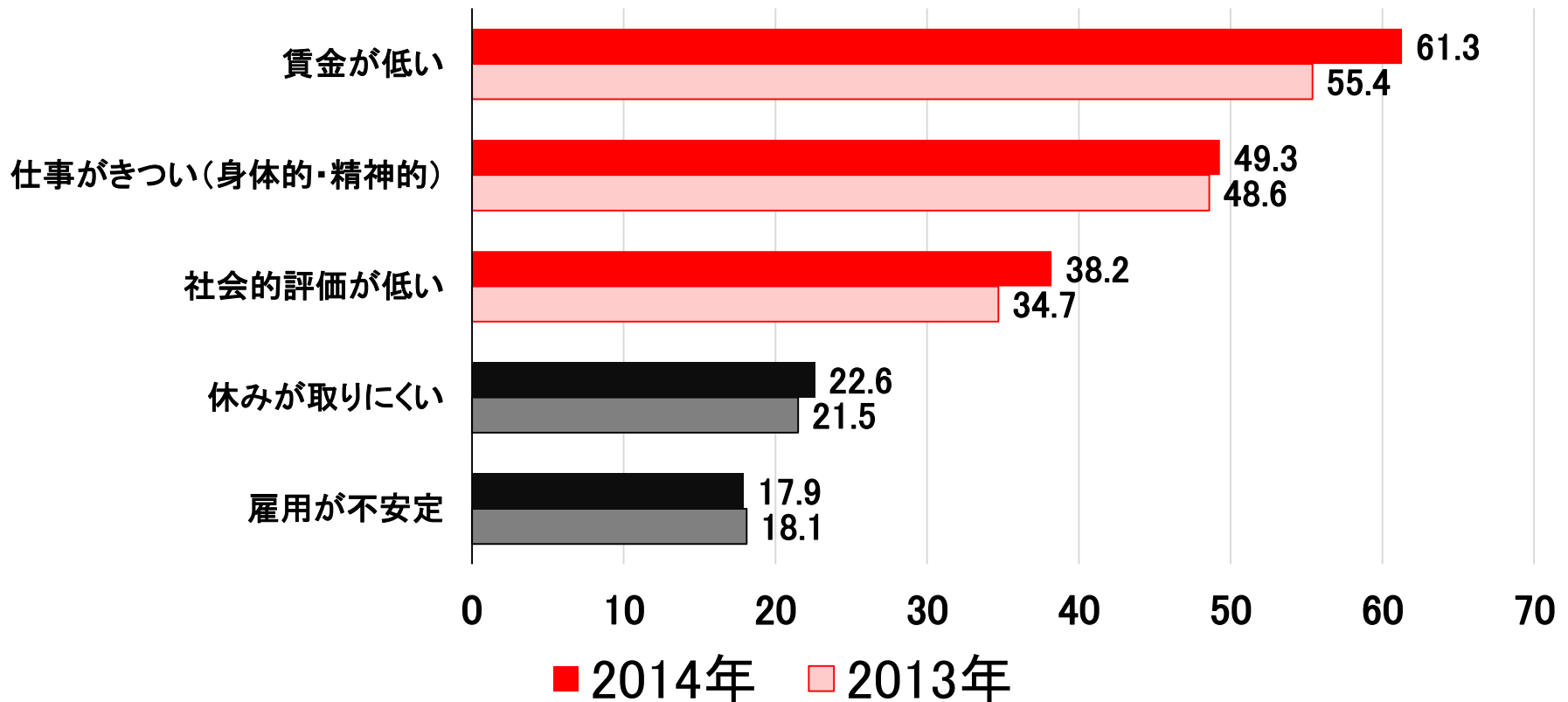
○高齢者の就労拡大

○外国人の就労拡大

参考資料:厚生労働省老健局長 大島 一博氏「介護をめぐる課題と展望」

介護業界の就労イメージの払拭

介護事業者が答えた介護職員の採用が困難主な理由(複数回答)



【賃金が低い】【仕事がつい】【社会的評価が低い】の回答が目立つ結果になっている。

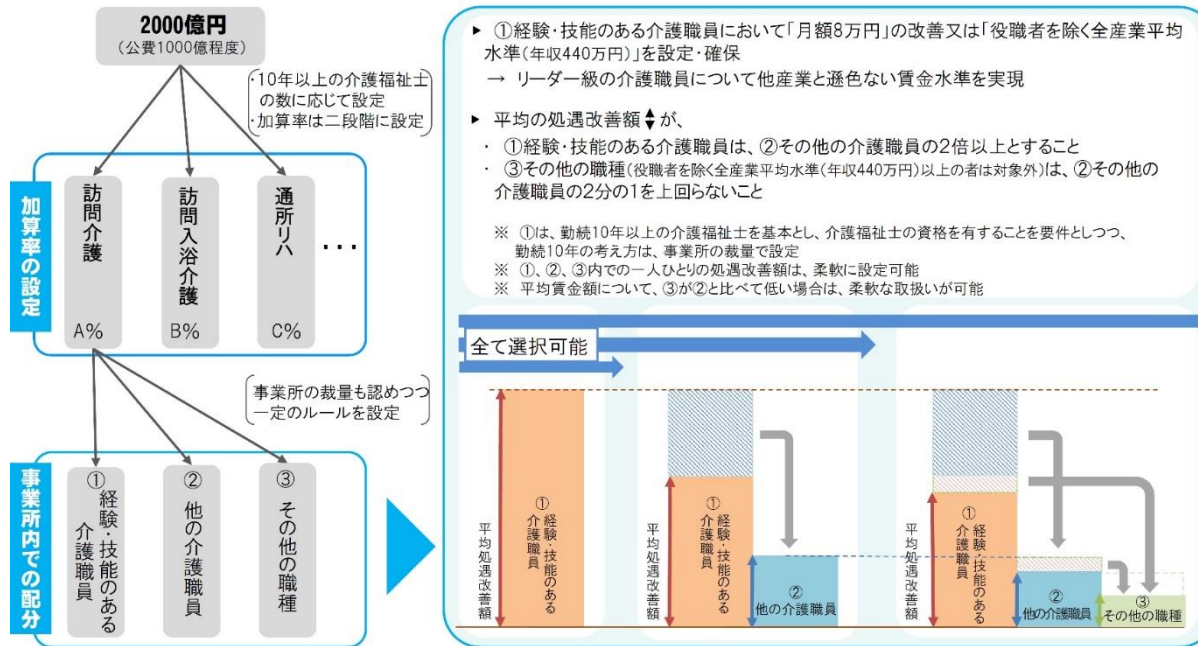
出典:公益財団法人 介護労働安定センター【平成26年度 介護労働実態調査結果について】

介護職員賃金引上げ

2019年10月実施予定の介護報酬改定時に 特定処遇改善加算を取得予定

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
 具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



参考資料:厚生労働省 社保審一介護給付費分科会 第168回 資料1

介護職員賃金引上げ

介護職員処遇改善

月額平均2.4万円の改善(2009年度～)

月額平均0.6万円の改善(2012年度～)

月額平均1.3万円の改善(2015年度～)

月額平均1.4万円の改善(2017年度～)

月額平均5.7万円の改善

更に特定処遇改善加算を取得し、介護職員等の賃金改善を実施を行い人材確保・定着に注力

※他職種への拡大

これまでの処遇改善は介護職員しか使えなかったが、他職種(介護助手・リハ職・ソーシャルワーカー・看護職等)にも支給できる様なる。

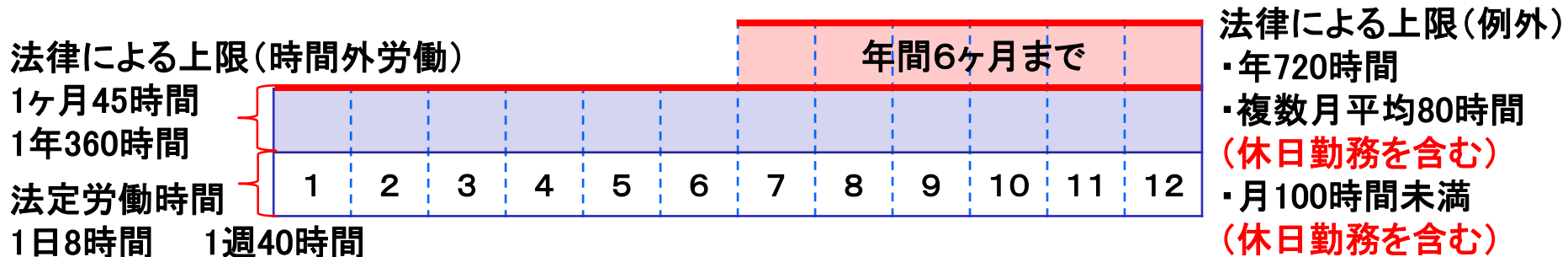
参考資料: 社保審一介護給付費分科会 第162回 資料2

労働環境の改善(仕事がきつい)

働き方改革関連法(主に介護事業所に関係がある項目)

- **5日以上の有給取得**と管理簿を作成し、3年間の保管を義務化
- 残業時間の上限を設定

・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満
(**休日労働含む**)、複数月平均80時間(**休日労働含む**)を限度に設定



参考資料:厚生労働省ホームページ

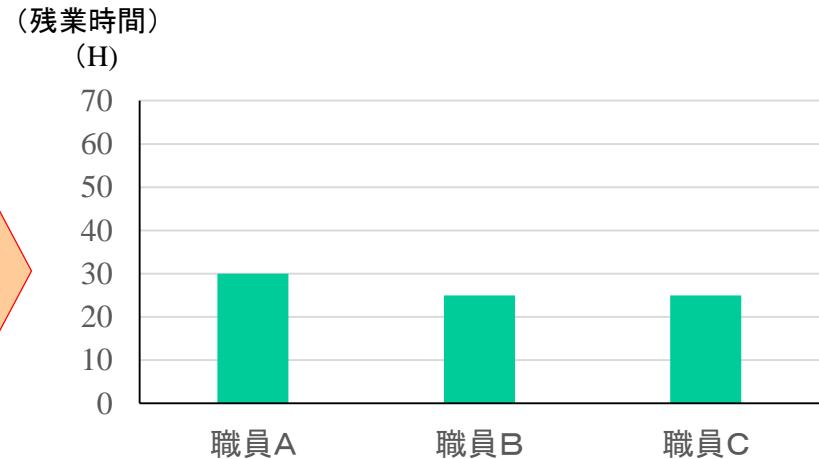
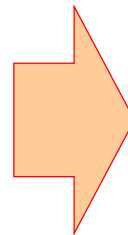
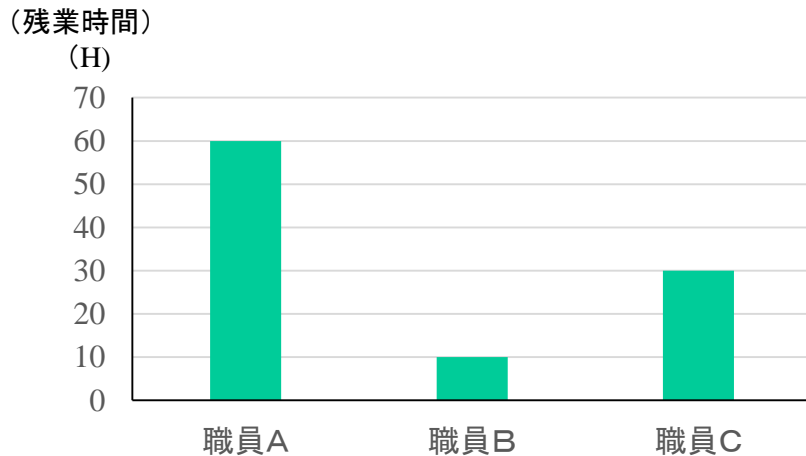
労働環境の改善(仕事がきつい)

有給取得

- 有給休暇取得を就業規則にて規程

残業時間の削減

- 業務内容の見直し、及び効率化を図る
- 残業時間が一部従業員に偏っている状況の平準化を図る



社内人材の育成(社会的評価が低い)

組織を運営していける人材の育成を目的とした研修・試験を実施

役職取得に向けて、社内試験の試験を実施

- ・主任試験
- ・副主任試験
- ・リーダー試験
- ・サブリーダー試験

- ・会社規模の拡大
- ・人材の育成
- ・管理体制の強化

社内役職者の人数を強化

2017年4月1日時点の役職者数: 107名



90名増

2019年4月1日時点の役職者数: 197名

社内人材の育成(社会的評価が低い)

組織を運営していける人材の育成を目的とした研修・試験を実施

スキルアップ研修の実施

- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修
- ・介護福祉士試験対策講習
- ・介護支援専門員試験対策講習
- ・健康運動指導士

	介護福祉士実務者研修		介護職員初任者研修	
	前期	後期	受講者合計	社内受講者
2016年度	—	—	10名	3名
2017年度	19名	18名	11名	3名
2018年度	18名	19名	10名	1名
2019年度	7月開始予定		12名	12名

一体的に業務の効率化を図る

「専門職の業務」と「非専門職の業務」の仕分け

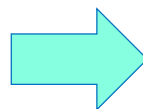
- 就労支援A型事業所から清掃職員を施設に派遣
- 各施設にて障害者雇用の促進

IT, センサー等による記録入力業務、夜間業務等の省略化

- デイサービスにタブレット型記録システム導入
- 居室見守りシステム・電子カルテを1施設にテスト導入

高齢者の就労拡大

○60歳以上の従業員数
2017年3月末日 161名



2019年3月末日 176名

外国人の就労拡大(新在留資格)

入国管理法の改正(案)について

現行 (日本にて就業出来る種類)

- ・留学生
- ・技能実習生
- ・在留資格のある外国人
- ・高度専門知識を有する人材(大学教授・医師等)

改正(案)

- ・留学生
- ・技能実習生
- ・在留資格のある外国人
- ・高度専門知識を有する人材(大学教授・医者等)



NEW

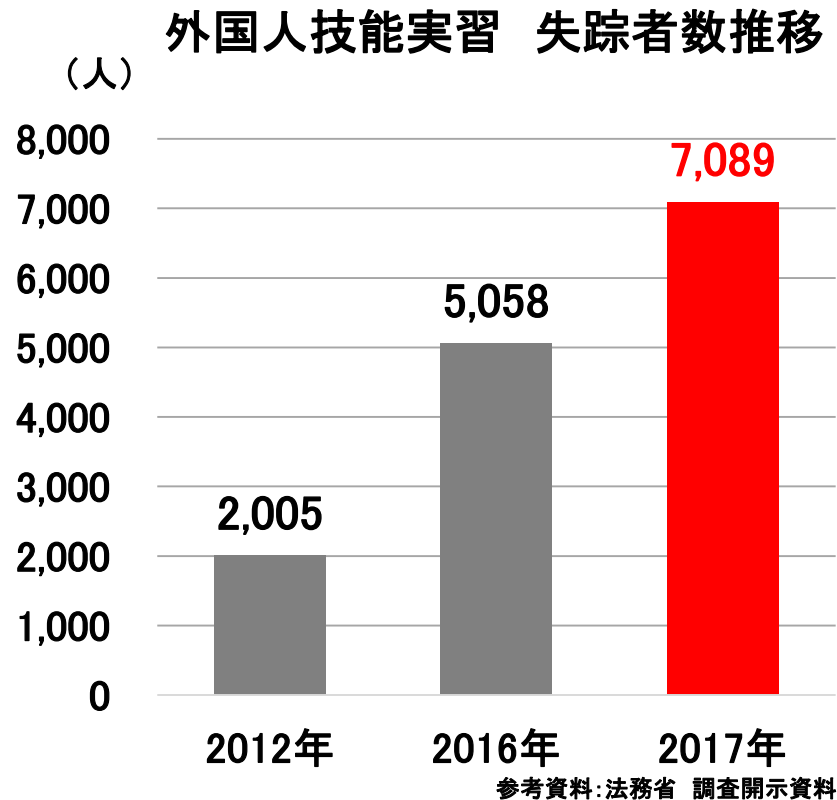
新たな在留資格	条件	在留期間	家族の帯同
特定技能1号	一定の技能	通算5年	×
特定技能2号	熟練した技能	更新可能	○

※介護・農業・自動車整備等の14業種で想定

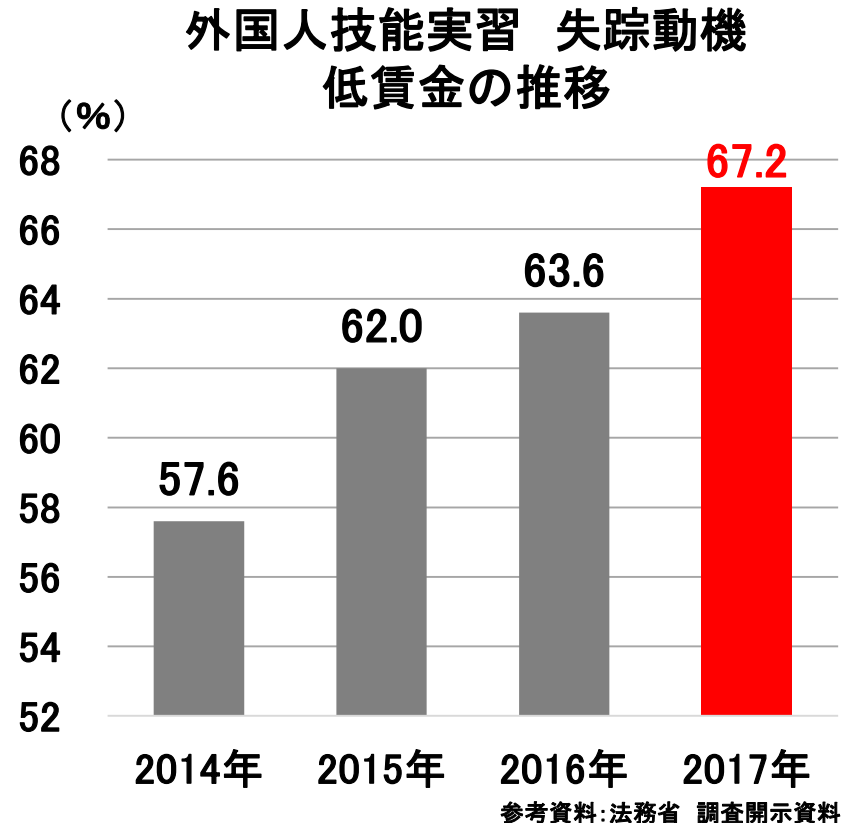
現在 法案の改定を審議中

外国人の就労拡大 (外国人技能実習生の受入れ)

外国人労働者の実態



2017年に失踪した実習生が7,000人を超え、失踪する技能実習が年々増加している。



失踪動機として低賃金の回答が大半を占めており、年々増加している。

外国人の就労拡大 (外国人技能実習生の受入れ)

多くの外国人材を受け入れを可能にするためには

重要

- ・社内規定や規則の見直し
- ・円滑に業務を遂行できるような職場環境
- ・職員の教育
- ・賃金制度

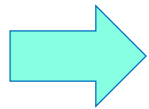
当社では2019年6月より**千葉県内**
「ラ・ナシカ こぶけ・たかしな・さくら」にて6名受け入れ予定

認知症新大綱案について

認知症大綱案の主な内容

- 発症や発症後の進行を遅らせる予防の取り組みを推進
- 認知症になってからも自分らしく暮らせる社会の実現
- 当事者の視点に立った「認知症バリアフリー」を進める
移動手段の確保、消費者被害の防止、金融機関や小売へのアクセスなどの分野においてKPI(重要業績評価指標)の設定を含め取組を強化する。

予防に重点を置き認知症になる年齢を遅らせ、社会保障費抑制につなげるのが狙い。

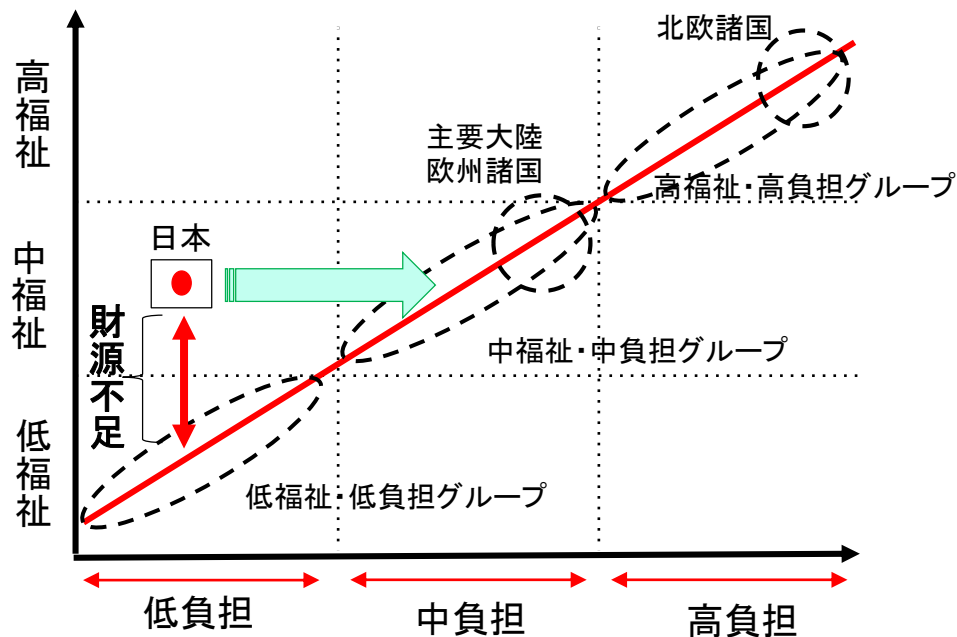


- 介護予防事業への協力
- 認知症予防へのインセンティブの可能性

財政の持続性

給付と負担バランス

○「中福祉・低負担」から「中福祉・中負担」へ



参考資料:「中福祉・中負担」の社会保障の確立による安心強化に向けて

現在の中福祉を行うに当り財源不足を公債により賄っている。
現役への給付を将来世代への毎年のツケ回しで調達していることになり、このままでは制度の持続可能性が失われてしまう。

対策

消費税増税等による「社会保障・税一改革」

社会保障費増大の抑制

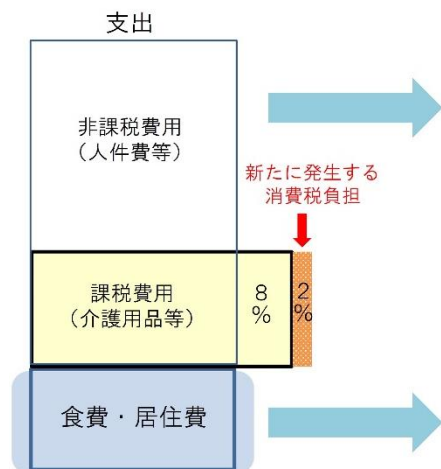
- ・予防・健康づくり
- ・サービス提供の効率化、適正利用

介護報酬改定について

2019年10月実施予定の主な改定内容

- 特定処遇改善加算の創設
- 消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

消費税の増税について



①介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。（加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。）
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。

②食費、居住費（基準費用額の対応）

- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

参考資料:厚生労働省 社保審一介護給付費分科会 第168回 資料1

消費税率が10%に引上予定で、これに伴い介護事業所・施設の「控除対象外消費税負担」も増加することから、負担増を補填するための特別の介護報酬プラス改定（消費税対応改定）が行われます。 **改定率+0.39%**

消費税の増税について

消費税：消費に広く公平に負担を求める間接税

課税対象

- ・事業者が事業をして行う取引
- ・対価を得て行う取引
- ・資産の譲渡等
- ・貸付け及び業務の提供と外国貨物の輸入

導入及び引上げの過去

1989年4月1日	消費税の導入（3%）
1997年4月1日	消費税の引上げ（3%⇒5%）
2014年4月1日	消費税の引上げ（5%⇒8%）
2019年10月1日（予定）	消費税の引上げ（8%⇒10%）

消費税の増税について

2014年4月1日

消費税の引上げ(5%⇒8%)



シダー: 86事業所(連結)

増税に伴う影響額: 約8,000万円/年

損税分を介護基本報酬に上乗せし、介護報酬の改定を行う。

2019年10月1日(予定)

消費税の引上げ(8%⇒10%)



シダー: 105事業所(連結)

増税に伴う影響額: 約5,000万円/年

※昨年の実績を基に算出しています。

8%への改定時と同じ扱いで対応(予定)

本資料の取り扱いについて

本資料は株式会社シダーの事業及び業界動向についての株式会社シダーによる現在の予定、推定、見込み、又は予想に基づいた将来の展望についても言及しています。これらの将来の展望に関する表明は様々なリスクや不確かさが内在しております。既に知られたもしくは今だに知られていないリスクや不確かさその他の要因が、将来の展望に対する表明に含まれる事柄と異なる結果を引き起こさないとも限りません。株式会社シダーは将来の展望に対する表明及び予想が正しいと約束することはできず、結果は将来の展望と著しく異なるか、更に悪いことも有り得ます。

本資料における将来の展望に関する表明は、2019年6月13日現在において利用可能な情報に基づいて株式会社シダーにより2019年6月13日現在においてなされたものであり、将来の出来事や状況を反映して将来の展望に関するいかなる表明の記載をも更新し、変更するものではありません。

2019年6月13日 株式会社シダー

